杉並区会計年度任用職員（短時間）【夜間指導員】
募集案内

令和８年 11 月 27 日
杉　　並　　区

【１】　採用区分及び応募資格等

（１）　採用区分等

採用区分		勤務態様	採用予定数	勤務場所
会計年度任用職員（短時間）	夜間指導員	月５回以内	５名程度	杉並区一時保護施設

※資格の有無に応じて報酬額が異なります。

（２）　仕事内容

ア　夜間における一時保護施設での児童の生活指導支援の補助
イ　一時保護施設の衛生管理業務
ウ　その他職員の業務補助

（３）　任用期間

令和９年１月１日から令和９年３月 31 日まで
※条件付採用期間（試用期間）１か月
※公募によらない再度の任用制度あり
（公募によらない再度任用の可否については、勤務実績等による能力実証を行います。）

（４）　応募資格

ア　児童福祉に理解と関心があり、次の（ア）から（ケ）のいずれかに該当する者
（ア）児童指導員の任用資格を有する者
（イ）保育士の資格を有する者
（ウ）社会福祉主事の任用資格を有する者
（エ）社会福祉士の資格を有する者
（オ）精神保健福祉士の資格を有する者
（カ）公認心理師の資格を有する者
（キ）臨床心理士の資格を有する者
（ク）学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会学若しくは社会福祉学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
（ケ）その他（ア）から（ク）に該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者

イ　児童福祉に理解と関心があり、上記（ア）から（キ）に該当するいずれかの資格取得を目的とする学校教育法に定める専修学校及び各種学校、大学、大学院又は上記（ク）の大学に所属している学生。

ウ　次に掲げる事項（地方公務員法第 16 条各号）に該当する方は、応募できません。

＜参考＞地方公務員法第 16 条各号は次のとおりです。
1　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
※　平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※上記ア（ア）～（キ）に該当する場合は【資格あり】の報酬額、上記ア（ク）（ケ）及びイに該当する場合は【資格なし】の報酬額を適用します。

【２】　申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、次により申し込んでください。また、**有資格者は免許証又は資格の写しを添付**してください。

申込方法	申込期限	送付先・申込場所
郵送 又は 持参	**令和８年 12 月 10 日（木）正午まで（必着）** （持参の場合は土曜、日曜、祝日を除く 午前８時 30 分から午後５時まで）	〒166－0004 杉並区阿佐谷南１丁目 14 番８号 杉並区児童相談所 子ども家庭部児童相談運営課管理係

※　郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（短時間）【夜間指導員】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず**簡易書留により郵送**してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。

※　応募書類は返却いたしません。収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【３】　第一次選考

方法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 ※ 応募書類は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表	合否にかかわらず、令和８年 12 月 11 日（金）頃までに第一次選考受験者に結果を郵送及びメールにて通知します。	

【４】　第二次選考

日時・場所 （予定）	○令和８年 12 月 15 日（火）、16 日（水）のうち、いずれか１日 （時間等の詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。） ○杉並区役所	
方法	面接	会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	令和８年 12 月中旬予定（詳細は、第二次選考当日にご説明します。）	

【５】　報酬・手当

時間額1,627円【資格なし】又は1,717円【資格あり】（令和９年１月１日（予定））

（地域手当に相当する報酬を含みます。）

※１　通勤費上限（１か月55,000円まで）及び特殊勤務手当、夜勤手当を支給します。

※２　採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。

※３　特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。

【６】　勤務条件・休暇

◇　勤務日は原則として土日祝日含め、一月当たり５回以内の勤務です。

◇　勤務時間は原則として、午後４時30分から翌午前９時30分までの15時間勤務です。（休憩時間２時間を含む。）

◇　公務のため必要がある場合は、所定の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となることがあります。

◇　年次有給休暇は月５日勤務の場合、年１日付与されます。※勤務日数によっては、付与されない場合があります。

【７】　社会保険・福利厚生

◇　社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険の適用はありません。

◇　労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。

【８】　服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【９】　会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和２年度から新たに創設された地方公務員法第22条の２第１項第１号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【１０】　求職者等へのセクシャル・ハラスメント防止について

杉並区は求職者等へのセクシャル・ハラスメント防止に関するルールを定めています。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は、当区ホームページ（https://www.city.suginami.tokyo.jp/s010/29279.html）をご覧ください。

【１１】　その他

採用に当たっては、令和８年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、

本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、区は、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、申込書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、ご応募ください。

なお、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、重要な内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

【１２】　申込み・問合せ先

杉並区子ども家庭部児童相談運営課管理係（杉並区児童相談所）

〒166-0004
東京都杉並区阿佐谷南１丁目 14 番８号
ＴＥＬ：03－5913-7998
杉並区役所ホームページ　　https://www.city.suginami.tokyo.jp